

**民生課からのお知らせ**

**赤十字社員（会員） 募集運動のお知らせ**

今年も5月1日から31日まで、「赤十字社員（会員）募集運動」が実施されます。「赤十字社員（会員）」とは、赤十字の活動にご理解をいただき、毎年継続して500円以上の社費（会費）を日本赤十字社へご協力いただける方々のことです。

昨年は新島村全体で、467,100円の活動資金のご協力をいただき、ありがとうございました。

本年もこの運動期間中、皆さまのお宅に婦人会の方々がお伺いしますので、ご理解とご協力を心からお願いたします。

**狂犬病予防定期集合注射のお知らせ**

新島村では下記の日程で、狂犬病予防集合注射を実施いたします。犬の飼い主には、毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせる義務があります。飼育犬の登録をされている

方には、お知らせのハガキ兼（問診票）を送付いたしますので、必ずハガキを持参してお越しください。

また、犬の登録をされていない方も、会場で登録と注射ができますので、ぜひお越しください。

**▼式根島地区**

とき 5月11日（水）

場所 式根島支所

時間 9時～10時

**▼若郷地区**

とき 5月11日（水）

場所 若郷会館

時間 13時～14時

**▼本村地区**

とき 5月12日（木）

場所 大島支庁駐車場北側

時間 10時～12時

13時30分～15時30分

**手数料**

○予防注射代 3,100円

○注射済票交付 550円

○新規登録 3,000円

**【問い合わせ】**

民生課民生係 ☎(5)0243

**国民年金保険料「5年後納制度」のご利用には申込が必要です**

平成27年10月1日から平成30年9月30日の3年間限りの

特例として「5年の後納制度」が開始されて半年を過ぎました。

この制度を利用して過去5年以内に収め忘れた国民年金保険料を納付していただき、将来の年金額を増やすことができます。

後納制度を利用するには、申込が必要です。（なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用は出来ません。）

※詳しくは

「国民年金保険料専用ダイヤル」☎0570（011）050

または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

**所得を申告して下さい**

平成28年度分の国民健康保険料は、平成27年中の所得で決まります。受付期間中に申告してください。

平成27年中に所得が無かった場合でも、無かったことをお知らせください。保険税の所得割の算定や軽減の判定、高額医療費の自己負担限度額判定などのために必要となります。申告されないと保険税の軽減も受けられません。

つぎの人は申告が不要です。

- ①村へ住民税の申告をした人。
- ②村へ公的年金など支払報告書を提出されている人。
- ③村へ勤務先から給与支払報告書を提出されている人。
- ④税務署へ所得税の確定申告をした人。

**必要なもの** 印鑑

受付期間 5月9日（月）～27日（金）

受付場所 企画財政課税政係、各支所

問い合わせ 民生課保険係

(5)0243内線109

**総務課からのお知らせ**

**司法書士による出前相談所**

東京都司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・成年後見制度・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

**▼新島相談会**

とき 5月13日（金）

場所 新島村住民センター

時間 午前10時～午後2時

交通手段の関係でやむなく

中止させていただく場合もあります。その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

**【問い合わせ】**

東京司法書士会事務局事業・研修課

☎03（3353）9191

平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

**建設課からのお知らせ**

**3丁目老人クラブの水道施設見学会が開催されました**

3丁目老人クラブ13名が水道施設を見学に来ました。地下水をくみ上げてから各家庭に届くまでの過程、施設のしくみや重要性を村職員が説明しました。



### 企画財政課からのお知らせ

#### ■平成28年度軽自動車税の減免申請について

5月上旬に軽自動車税の納税通知書兼納付書を発送しますが、次のいずれかの要件に該当する場合は、申請手続きをすることにより軽自動車税が減免されます。

- 詳細につきましては、税政係までお問い合わせ下さい。
- 身体などに障害がある人などが所有する軽自動車等（障害の程度による）
- 構造が専ら身体障害者等の利用のための軽自動車等
- 公益のために直接専用する軽自動車等

#### 申請期限

平成28年5月24日まで

#### 申請場所

新島村役場税政係及び各支所

#### 必要なもの

- 軽自動車税減免申請書（役場又は各支所にあります）
- 印鑑
- 身体障害者手帳など各種手帳
- 車検証
- 減免対象の軽自動車税の納税通知書兼納付書

○ 個人番号の確認及び身元確認書類

※ 身体障害などによる減免の場合には、障害者1人につき「1台」に限りです。

※ 減免が受けられる障害の種類・等級の範囲については、税政係までお問い合わせ下さい。

※ 平成28年度からマイナンバー制度の利用開始により軽自動車税の減免申請書へ個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。マイナンバーが記載された書類を提出する際には、本人の個人番号の確認と身元の確認が必要となりますので、個人番号通知カードと本人確認が出来るもの（運転免許証等）を忘れずに持参して下さい。なお、個人番号カードを提示されれば、個人番号確認と身元確認がカード1枚で出来ます。代理人が申請する場合は委任者の個人番号の確認と代理人の身元確認とともに委任状が必要となります。法人番号については確認書類の提示は不要です。

#### 【問い合わせ】

企画財政課税政係 ☎(5)0241

#### ■第1回東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業

島しょ地域の中小企業等が地域資源を活用した特産品開発・観光振興等を目的として新たに実施する事業に対して、その経費の一部を公益財団法人東京都島しょ振興公社が補助します。

#### 補助対象事業者

- ① 個人事業者、中小企業、組合等、財団法人・社団法人・特定非営利活動法人、複数の企業等で構成される中小企業グループ、その他地域活性化に資する取組を行うと認められる法人等
- ② 創業を具体的に予定している方
- ※ 東京都島しょ地域に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること（法人の場合は島しょ地域に登記、個人の場合は島しょ地域に開業届出をしていること）。

※ 創業予定者の場合は、事業完了までに島しょ地域に登記または開業届出が必要。  
**補助対象事業（新たに実施する事業が対象となります）**

- ① 地域資源を活用した特産品に関する事業

② 地域資源を活用した観光の振興に関する事業

③ 右記①又は②に関連した事業展開に関する事業

補助申請は、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する『東京都地域中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成事業』（以下「ファンド助成事業」）への申請を条件とし、当該助成事業の採択の結果を踏まえ、交付・不交付を決定します。

#### 補助金及び補助率

- 補助限度額 1,000万円
- 補助率 補助対象経費の9/10以内（ファンド助成事業の助成金額は除きます）
- 締め切り 5月31日（火）

#### 【問い合わせ】

企画財政課企画調整室 ☎(5)0204

#### 電波利用環境保護周知啓発強化期間

「不法電波はいけません！」  
 総務省では6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局

の取締を強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなを守りましょう。

#### 【問い合わせ】

関東総合通信局

▼ 不法無線局による混信・妨害

☎03(6238)1939

▼ テレビ・ラジオの受信障害

☎03(6238)1945

▼ 地上デジタルテレビ放送の受信相談

☎03(6238)1944

#### 大島支庁からのお知らせ

■ 愛がん用の野鳥の捕獲は禁止です

東京都では愛がん用の野鳥を捕ることも飼うこともできません。これに違反すると処罰の対象となりますのでご注意ください。

野鳥は自然の中で楽しみましよう。  
 【問い合わせ】  
 東京都総務局大島支庁産業課林務係  
 ☎04992(2)4431



## 五島をつなぐ ～支庁の窓～ No. 27

みなさんにとって身近な税金、自動車税に関してのお話です。

### \*+:.o.:+\* \*+:.o. o.o.:+\* \*...o○ ○o...\* \*+:.o. o.o.:+\* \*+:.o.:+\* 5月は自動車税の納期です

自動車税の納税通知書は5月2日に発送されます。  
お手元に届きましたら、**5月31日(火)**まで  
お近くの金融機関等でお納めください。

\*+:.o.:+\* \*+:.o. o.o.:+\* \*...o○ ○o...\* \*+:.o. o.o.:+\* \*+:.o.:+\*

#### Q1 自動車税は誰が払うの？

平成28年4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に納税義務があります。また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

#### Q2 年度途中で廃車した場合はどうなるの？

年度の途中で廃車にした場合は、抹消登録が行われた月の翌月分から月割計算で減額となります。既に税金を納めていただいている場合は還付されます。

もし、所有する自動車に乗らなくなったときは、必ず廃車手続きをお願いします。手続きがない場合は、翌年度も課税されてしまいます。

#### Q3 減免制度はあるの？

障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。減免申請がお済みでない方を対象として、**5月31日(火)**まで平成28年度分の減免申請の受付を行っています。

※詳しくは、支庁総務課税務係（2-4411）又は東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）へご相談、お問い合わせください。

また、軽自動車に関するお問い合わせは新島村役場企画財政課税政係へお願いします。

## 「地質の日」記念行事

### ～式根島大浦・帆縫原<sup>ほぬいばら</sup>周辺の地質見学～

5月10日は「地質の日」です。「地質の日」とは、アメリカの地質学者たちが明治9年に日本で最初の地質図を発行した日にあたり、2007年に関連学会や団体が発起人となり制定されました。

新島村博物館では「地質の日」にちなんで記念行事として地質見学会を実施します。

今回は式根島北部で実施します。入江が多く平坦な式根島は、美しい景色の歴史豊かな島です。新緑の大浦や帆縫原周辺を歩いてみませんか。

なお、参加には予約が必要です。**5月5日(木)午後4時まで**に新島村博物館へお申し込みください。

**日 時**：平成28年5月7日(土) 昼12:00～15:40 ※雨天時延期：5月14日(土)

**集 合**：野伏港（新島から参加の場合は11:20までににしき乗り場集合）

**コース**：野伏港～信号付十字路～大浦～帆縫原～泊～野伏港（約3km）

**案内者**：磯部一洋（新島村博物館館外研究協力委員）

**参加者**：小学生以上

**費 用**：無料（にしき乗船の費用はご参加者の負担となります）

**持ち物**：筆記用具、飲料水など

**予約・問い合わせ**：新島村博物館 ☎ 04992(5)7070